

令和6年度 学校いじめ防止基本方針

1 いじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条では、「この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

また、いじめにあたると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するとは限らず、状況によっては、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応も可能である。ただし、いじめと判断する場合には、事案を学校におけるいじめの防止等の対策のための組織へ情報共有することは必要となる。

具体的ないじめの様態には、例えば次のようなものがある。

- ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- オ 金品をたかられる。
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ク パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

なお、こうしたいじめの態様の中で犯罪行為として取り扱われるべきもの等については、教育的な配慮や被害者の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を図る。

(2) 学校としてのいじめの防止等についての考え方

本校では、以下の基本的な考え方へ沿ったいじめの防止等の対策を推進する。

- ア いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではないこと。
- イ いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得るものであり、また、どの児童も被害者にも加害者にもなり得ること。
- ウ いじめを受けた児童や通報した児童の安全を徹底して守ること。
- エ 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」であっても見逃すことなく対応すること。
- オ 「観衆」として、はやし立てたり面白がったりする存在や周辺で暗黙の了解を与えていたりする「傍観者」の存在にも注意を払いながら、いじめを許さない集団づくり

りに努めること。

力 いじめは、関係機関や学校、家庭、地域など社会総がかりで取り組むべき問題であること。

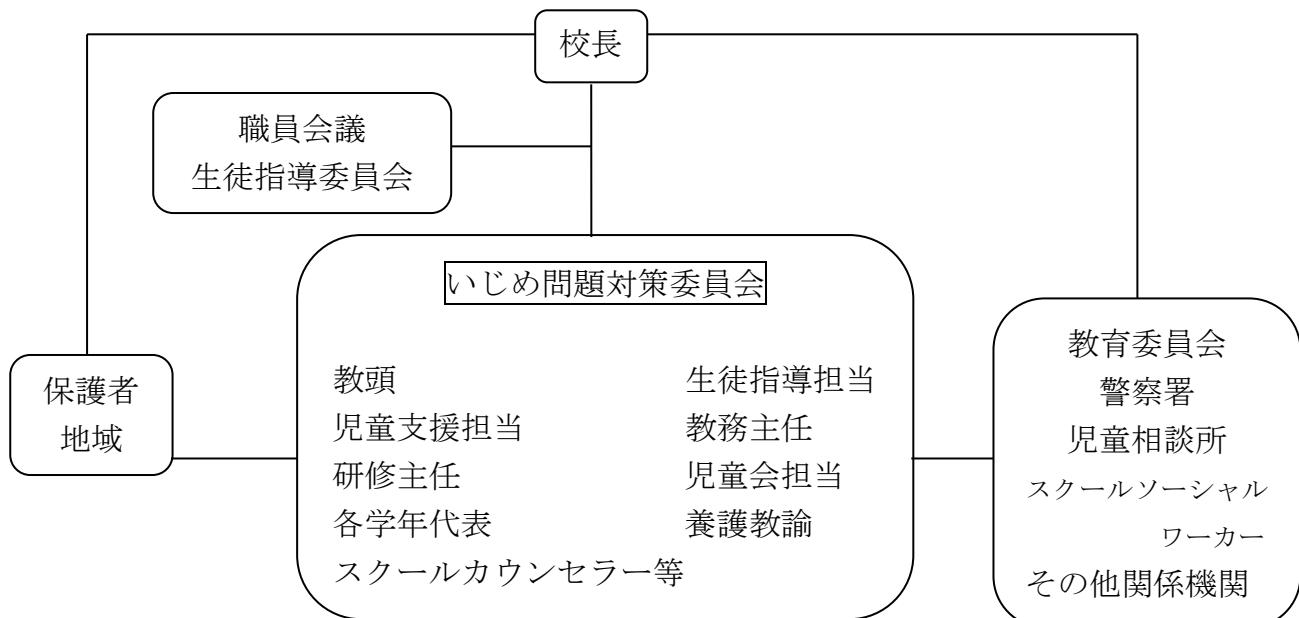
キ いじめの件数が増えることのみを問題視するのではなく、積極的にいじめとしてとらえて解消を図ることが重要であること。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称

いじめ問題対策委員会

(2) 組織の構成



(3) 組織の役割

いじめの防止のための取組や計画の作成・実行・検証をする。

いじめを発見した場合、関係機関と連携し、早急に対応する。

いじめをはじめとする児童指導上の諸問題等に関する校内研修を行い、全教職員の共通理解を図る。

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

3 いじめの防止等の対策のための具体的な取組

(1) いじめの防止

ア いじめについての共通理解

(ア) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、全教職員の共通理解を図る。

(イ) 児童に対しても、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。

イ いじめに向かわない態度・能力の育成

(ア) 学校の教育活動全体を通じて、児童の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、お互いの人格を尊重する態度を養う。

(イ) 児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

ウ いじめが生まれる背景と指導上の注意

(ア) いじめ加害の背景に様々なストレスが関わっている場合があることを踏まえ、一人ひとりを大切にした分かりやすい授業づくりを進めていくこと、児童の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団作りを進めていくことが求められる。

(イ) ストレスに適切に対処できる力を育むことも大切である。

(ウ) 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

エ 自己有用感や自己肯定感を育成

(ア) 全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、子どもの自己有用感が高められるよう努める。

(イ) 児童が学習課題の解決に向けて努力して取り組み、達成感を得られる体験を積み重ねることで、自己肯定感を高めることにつなげる。

オ 児童自らがいじめについて学び、取り組む機会の設定

(ア) 児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

(イ) その際、全ての児童が取組の意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかを複数の教員で確認する。

(2) 早期発見

ア いじめの実態を把握するための取組

(ア) 日常的な児童への目配りや生活ノート(連絡帳)等のやり取りを通して、交友関係や悩み等の情報の把握に努める。

(イ) 学期に1回以上の生活アンケート(いじめアンケート)調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組む。

(ウ) 抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、保健室や相談室の利用、電話相談窓口、子どもの人権SOSミニレター等について広く

周知する。

- イ 保護者との信頼関係を確立することで、家庭訪問や家庭連絡等を通して、児童の情報交換ができるようにする。

(3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (ア) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。また、「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。いじめの疑いがある行為には、早い段階から適切な関わりを持つことが必要である。いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保することも必要である。
- (イ) 発見・通報を受けた教職員は、「いじめ問題対策委員会」で直ちに情報を共有する。その後、当該組織が中心となり、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って津市教育委員会、被害加害双方の保護者に連絡する。
- (ウ) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるとき、所轄警察署と相談して対処する。児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報する。

イ いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられた児童から事実関係の聴取を行う。家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、いじめられた児童の安全を確保する。いじめられた児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう必要な措置をとり、環境整備を図る。状況に応じて外部機関の協力を得る。

ウ いじめた児童への指導又はその保護者との連携

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じて外部機関の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。事実関係が確認できたら、迅速に保護者に連絡し、保護者の協力を求めるとともに、当該児童について継続的な情報共有を行うことで、事案の解決を図る。

いじめた児童へは、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。いじめの状況に応じて、特別の指導計画による指導のほか、関係機関との連携による措置も含め毅然とした対応をする。

エ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、いじめに加担する行為であることを理解させる。学級全体には、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しよう

という態度を行き渡らせる指導をする。

いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。

オ ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を取る。その際、必要に応じて関係機関の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。併せて、ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取り組みについても周知する。

カ いじめの認知件数が「0」の場合

学校において、毎年実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の集計過程で、いじめの認知件数が零であった場合は、当該事実を児童や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか確認する。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いが認められるとき。「相当の期間」については、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には、この目安に関わらず迅速に調査等に取り組む。

(2) 発生時の対応

- ア 重大事態が発生した場合、直ちに津市教育委員会に報告する。
- イ 調査の主体、組織、方法等の指示を津市教育委員会から受け、「いじめ問題対策委員会」を中心に調査を行う。
- ウ 必要に応じて、津南警察署、津市こども総合支援室、中勢児童相談所、津市青少年育成市民会議等の必要な関係機関や組織に調査への協力要請を行う。
- エ 津市教育委員会が調査の主体となる場合は、津市教育委員会に設置された附属機関が行う。

5 保護者、地域等との連携

いじめの問題については、問題を学校のみで解決することに固執することなく、必要に応じ家庭や地域と共同して解決を図る姿勢が重要である。学校は、保護者会や学級通信等を利用して、いじめ等の防止に係る情報提供や協力を呼びかけるなど、保護者との連携を図る。さらに、いじめ防止基本方針をホームページ等で公開することにより、保護者だけでなく地域とも連携して、いじめ防止対策の推進を図る。